当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、次の要件を満たす社外取締役を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- 1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと
- (1) 当社の主要な顧客(注1) またはその業務執行者
 - (注1) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社および主要な事業会社の 売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。
- (2) 当社を主要な顧客とする事業者(注2) またはその業務執行者
 - (注2) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社に対する当該事業者 の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。
- (3) 当社の主要な借入先(注3) またはその業務執行者
 - (注3) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースでの借入額が当社連結資産合計の2%を超える借入先とする。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント(注4) (当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、 公認会計士またはコンサルタント)
 - (注4) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。ただし、当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの報酬の合計額が当該団体の売上高または収入総額の2%を超える団体に所属する者とする。
- (5) 当社の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (6) 当社から多額の寄付を得ている者(注5)(当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者)
 - (注5) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先とする。
- (7) 当社の大株主(注6) またはその業務執行者
 - (注6) 当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。
- 2. 社外取締役の二親等以内の親族が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと (重要でない者を除く。)
- (1) 当社または当社子会社の業務執行者
- (2) 上記1. (1) ~ (7) に該当する者